

旭川市市道等に関する照会事務取扱要領

令和3年3月12日

1 趣旨

この要領は、本市が管理する市道及び道路用地の情報に関する照会事務の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2 手続

(1) 照会書の提出

照会者は、次の各号に掲げる書類を、原則として土木管理課道路管理係窓口（以下「窓口」という。）に直接持参しなければならない。

ア 照会書（様式第一号）

イ 位置図

ウ 公図（写し可）

エ その他必要な書類

(2) 回答書の交付

回答書の交付は、原則として窓口で行う。ただし、照会者が郵送による回答を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒の提出を求めるものとする。

3 複数の土地に関する照会

複数の土地に関する照会は、全ての土地が隣接する場合に限るものとする。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。